**P5コーナー**

**(株)P5では、経営計画策定、保険・不動産等の資産運用、相続対策業務、パソコンの購入及び指導、貴社のホームページの作成・ドメインの取得、計算書類の公告のお手伝いをしております。**

## 雑損控除特例

令和5年分の所得税の確定申告が始まっています。能登半島地震は、本年1月1日に発生したことからこの災害に係る所得税の雑損控除等は令和6年分の所得に適用され、令和5年分の所得には適用されないことになります。被災した方の多くは、申告もままならない状態が続いているでしょう。

このため2月21日に「令和6年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律」（令和6年法1号）が成立し、同日施行されました。

本法律は、本年1月1日に発生した能登半島地震で被災した住宅や家財、事業用資産の損失額について、令和5年分の所得から控除等できる「雑損控除の特例」、「災害減免法の特例」、「被災事業用資産等の損失の必要経費算入の特例」などからなっています。

また令和６年度分の個人住民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができます。

具体的には、今回の災害にかかる損失について次のように取り扱われます。

### (1)　雑損控除の特例

住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和5年分の所得において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる。

### (2)　災害減免法の特例

住宅や家財について甚大な被害を受けたときは、雑損控除との選択により、令和5年分の所得税について、災害減免法による軽減免除の適用を受けることができる。

### (3)　被災事業用資産等の損失の必要経費算入の特例

事業用資産等について損失が生じたときは、その損失の金額を令和5年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができる。

弊所では **zoom** を試験的に常時開いております。[redacted]

事務所・Ｐ５より・・

**編集後記**　個人の確定申告業務も半ばまできました。今年は3月15日が金曜日で、あまり余裕がありません。まだの方は早めに資料をお持ち下さい。その中に固定資産税などの納付書などで不動産の内容が分かればサービスで概算の財産目録などを作成させて頂いております。遺言や財産管理などにお使い下さい。

**編集発行　株式会社プランニングファイブ**


# P5 NEWS

SHONAN TAX OFFICE　NO. 413

**令和6年3月1日**


## 資本剰余金から配当

21世紀になっても、世界を揺るがす戦争が続いています。

その中でロシアは、ソビエト連邦崩壊(1991年12月）から30年を迎えた2022年2月24日にウクライナに対する大規模な侵略を始めました。それから736日が経過しました。

2022年2月24日の軍事侵攻当初は、西側諸国でも3日で首都キーウが陥落するのではないかと思われていました。

もちろんロシアは、実質的には10年前からウクライナ領土の侵略を進めてきました。そしてとうとう2年前の**2月24日**に**107**の**BTG**（大隊戦術群・Battalion tactical group）・14万の兵士、船舶、航空機がウクライナに侵攻し100発以上のミサイルが撃ち込まれた。

侵攻初日にベラルーシから北部ウクライナに進出したロシアのBTGは、空路輸送を確保するためキーウ近郊の町ホストメリにあるアントノフ国際空港(Antonov International Airport)に猛攻を加えましたが、ウクラウイナ軍の抵抗にあっています。

また陸路では、キーウの東**10Km**のイルピンに進軍したロシア軍は、キーウ防衛の2重の防御壁の外側の**Snake　Walls(Dragon Walls**）でウクライナ軍により阻止されました。

ロシアによる「ウクライナの非ナチ化」を目指したウクライナへの侵攻は、1940年代にナチスドイツの侵略を阻止したのと同じ防御壁であるといわれているSnake Wallsで、ナチスと同様に阻まれたこととなりました(主に**DPU Documentary2023**）。

今それから2年が経過し、未だ先が見えていません。

## 自筆証書遺言書保管制度（令和２年７月１０日開始）の件数

| | 遺言保管件数 | |
|---|---|---|
| | 保管申請 | 保管件数 |
| 令和２年 | 12,631 | 12,576 |
| 令和３年 | 17,002 | 16,954 |
| 令和４年 | 16,802 | 16,764 |
| 令和５年 | 19,336 | 19,303 |

遺言書の保管制度は、年間２万件と増えています。ちなみに公正証書遺言書の作成件数は、年間10万件を超えていますので、それに比べればまだ少なくなっています。

**３月の税務・総務予定**

**（税務）**
**＊令和５年分所得税の申告・納付**
**2月16日(金)～3月15日(金)**
**振替納税選択の振替日 4月23日(火)**
**＊令和５年分個人消費税の**
**申告・納付　4月1日(月)まで**
**振替納税選択の振替日 4月30日(火)**
＊令和５年分贈与税の申告・納付
2月1日(木)～3月15日(金)
**（総務他）**
＊令和６年度経営計画の策定
＊４月新卒者入社前研修
＊春の昇級のために人事評価

**COVID-19 関連のデータはホームページに掲載しております。**

今年の税制改正は、令和6年2月2日に「所得税法等の一部を改正する法律案」（内閣提出第一号）として、同月6日に「地方税法等の一部を改正する法律案」（内閣提出第二号）として**第213回国会**に提出されました。

現在審議が始まっていますが、今回は、この改正中で地方税の外形標準課税についてお伝えします。マイナーな内容で、関係される方は少ないかも知れませんが、宜しければお付き合い下さい。

法人が支払う地方税に法人事業税というものがあります。法人事業税(収益税)は、原則として所得に対して課税されますので、赤字(マイナス利益）になった年度では、課税されません。すなわちこの法人事業税は景気に左右されますので、行政サービスを提供する地方自治体の税収としては不安定な税金になっています。このため法人が受ける受益の程度を考えて、事業の情況に応じ所得と併せて資本金額や売上金額等を用いることができる（**「付加価値割額」**・地方税法72条の24の4）とされ、これがいわゆる**「外形標準課税」**といわれるものです。

現行法では、この適用をうけるのは、通常の法人の場合は、資本金の額が1億円を超える法人とされています。この付加価値割額は、報酬給与額、支払利子額及び支払賃借料の合計額(収益配分額）をもとに算出します（同法72条の18）。当然に法人としては出来るだけこの適用を受けたくないので資本金の額は、極力1億円以下に抑えようとしています。

今回の令和6年度改正でこの外形標準課税の見直しがされることになっています。

改正の骨子は、**払込資本の額（資本金と資本剰余金の合計額）が50億円超の親法人（特定法人）の100%子法人等（完全子会社）は、資本金1億円以下**でも、**「払込資本の額が2億円超」**であれば、新たに外形標準課税の対象となるというものです。

払込資本とは、株主などが会社に払い込んだ資本のことで、通常はその全てを「資本金」としますが、その一部を「資本金」にしなくて良いことになっています。「資本金」にしない部分については、払込資本であることから「資本準備金」としています（会社法445条③）。そしてその部分を「資本剰余金」といっています。

すなわち**「資本剰余金」＝「資本準備金」＋「その他資本剰余金」**です。

そこで、今回の改正により資本剰余金のある会社は、意図的にこの資本剰余金を減少させることが予想されます。方法としては、いくつかありますが、**“資本剰余金を原資とする配当”**を行うのが手っ取り早い方法です。今回の改正の施行後は、その配当により「減少した資本剰余金等」を払込資本の額に加算するなどして回避策を封じ込めようとしています。すなわち3月中であれば加算の対象にはなりません。

いずれにしましても、従来から議論されているところですので、今後、資本金の額等のハードルが低くなることも予想されます。このため資本剰余金がある法人は、資本剰余金から配当する方が良いかも知れません。

この場合には個人株主は配当課税ではなく譲渡課税になりますが、譲渡益を発生させなければ余り問題はありません。

昨年、10月から消費税についてインボイス制度がスタートしました。悩ましいところはあるかも知れませんが、それ程気にすることはありません。

インボイスについて、国税庁は、2月29日に「お問い合わせの多い質問」をいくつか追加して公表しました。その中から概略して紹介します。

**Q　当社は適格請求書発行事業者（インボイス事業者）ですが、サースの対象者は消費者に限定しているため、課税事業者から適格請求書の求めがあったとしても適格請求書の交付は行わないこととしてよいでしょうか。**

A　インボイス事業者は、課税事業者の求めに応じて、適格請求書の交付義務が生じますが、消費者に対しては適格請求書を交付する義務は生じませんので、インボイスを交付する必要はないのが原則ですが、実際に請求があったのであればインボイスを発行してください。貴社の提供するサービスが小売業など不特定かつ多数の者にたいする事業であれば、通常のインボイスの一部を省略できる**簡易インボイス**で良いことになっています。

**Q　オンラインで決済を行った際の金融機関の振込手数料について、仕入税額控除の適用を受けるために、何を保存すればよいでしょうか。**

A　インターネットバンキングなど、オンラインで振込みを行った際の手数料等について、サイト内からインボイスが提供されている場合には、それをダウンロードする必要があります。

ただし、同種の手数料等を繰り返し支払っているような場合にサイト上で随時確認可能な状態であるなど一定の要件を満たすのであれば、毎回ダウンロードしなくても良いことになっています。

管理のし易さを考えれば、サイトに入らずにも確認できますのでダウンロードしておく方が良いでしょう。

**３月の予定**
[redacted]

SHONAN TAX OFFICE
(**https://www.shonantax.jp/**)